

男女間賃金差異の「見える化」支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

男女間賃金差異の「見える化」支援事業業務委託

2 業務の目的

女性活躍推進法の改正により、令和8年4月1日から、常時雇用する労働者数101人以上の企業に対して、男女間賃金差異の公表が義務化された。

本業務は、福井県内に本社または事業所を有する企業（以下「県内企業」という。）が当該制度に円滑かつ適切に対応できるよう、男女間賃金差異の現状および要因を客観的に把握・分析する「見える化」支援を行うとともに、差異の縮小に向けた課題認識の深化および女性活躍推進に向けた企業行動を促進することを目的とする。

3 業務の委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託上限額

9,193,000円（消費税および地方消費税を含む。）

5 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、実際の委託契約時には、企画提案の内容等を踏まえて変更を行う。

6 業務内容

委託事業者は、本業務の目的を達成するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

（1）講演会・意見交換会の実施

- ・男女間賃金差異に関する研究実績や深い知見を有する有識者による講演会を開催し、県内企業の男女間賃金差異への理解促進を図ること。
- ・講演会に加え、参加企業同士の意見交換会の場を設けること。

- ・講演会および意見交換会の開催は県内会場での対面実施とし、講演会については、オンライン参加も可能となる体制を整備して実施すること。
- ・県内企業の総務・人事担当者等の参加を募り、会場参加は100名程度を目安とすること。
- ・講師の選定および講演会・意見交換会の開催方法は、県と協議の上で決定すること。

【提案を求める事項】

- ・講師案も含めた講演会のテーマ、内容および実施方法を提案すること。
- ・参加企業同士の意見交換が活発に行われるような意見交換会の実施方法を提案すること。
- ・講演会および意見交換会から個別訪問支援への参加につなげるための工夫を提案すること。

(2) 専門家による個別訪問支援（実態分析・伴走支援）

ア 訪問支援

- ・県内企業30社程度を対象に、専門家による個別訪問支援を実施すること。
- ・1社あたり原則2回の訪問とし、対面での実施を基本とするが、企業の希望に応じてオンラインでの対応も可能とすること。
- ・支援企業が自社の男女間賃金差異の現状および差異要因を正確に把握できるよう分析や説明を行うこと。
- ・分析にあたっては、単なる数値の把握に留まらず、年齢、学歴、勤続年数、職種、職位など賃金に影響する要因を考慮し、男女間賃金差異およびその要因を多角的に分析すること。
- ・分析結果を踏まえ、対象企業が差異の縮小に向けて必要な行動がとれるよう実務的な支援を行うこと。
- ・法令に基づき、企業が適切に男女間賃金差異の公表を行えるよう支援すること。

イ 支援結果のとりまとめおよび全体傾向の分析

- ・訪問支援後、事後アンケートやヒアリング等を実施し、支援企業における以下の事項について把握を行い、定性的な効果を整理すること。

- 男女間賃金差異に対する認識の変化
 - 新たな気づきや課題意識
 - 今後の取組意向や行動変容の方向性 等
- ・受託者は、訪問支援を実施した約 30 社のデータおよびアンケート結果等を集約し、以下の観点から県内企業の傾向分析を行い、県内企業の共通課題や今後の施策検討に資する内容とすること。
 - 男女間賃金差異の現状（分布・特徴）
 - 差異が生じている主な要因（職階構造、勤続年数、職種分布等）
 - 企業規模や業種等による傾向の違い（可能な範囲で）
 - 福井県と人口規模同等の他都道府県と比較した本県の傾向 等
- ※分析結果報告書については、個別企業が特定されない形で整理し、県に報告すること。
- ・支援結果および県内企業の傾向分析結果について、県内企業等を対象とした報告会を開催すること。

【提案を求める事項】

- ・男女間賃金差異の要因を多角的に把握する分析方法を提案すること。
- ・訪問支援を実施する担当者や専門家の体制および限られた訪問時間で円滑に支援を行うための実施方法を提案すること。
- ・支援企業が分析結果を理解しやすく、差異縮小に向けた行動につながるような支援の工夫を提案すること。
- ・訪問支援の効果検証および県内企業の傾向分析を行う方法を提案すること。
- ・支援結果および県内企業の傾向分析結果を効果的に共有するための報告会について提案すること。

(3) 本業務の広報および参加企業の募集、運営管理

- ・常時雇用する労働者の数が 101 名以上 300 名未満の規模を中心に、県内企業に広く本事業を周知すること。
- ・周知用の広報ツール等のデザインや記載事項等は県と協議の上で決定すること。
- ・講演会については会場参加者 100 名程度、個別訪問支援については県内企業 30 社程度を目安に参加を募集すること。

- ・参加者の申込受付、名簿管理、参加者対応等の運営管理を行うこと。

【提案を求める事項】

- ・受託者が有するネットワークや実績を活用した、効果的な周知・広報の具体的な方法を提案すること。
- ・参加者の取りまとめおよび連絡調整を円滑に行うための運営方法を提案すること。

(4) 独自の提案

上記（１）～（３）以外で、業務目的を達成する有効な企画があれば提案すること。

7 県との協議等

- ・本業務を進めるに当たっては、業務の全般を監督する責任者を設けること。当該責任者は、県と必要に応じて打合せを行い、業務内容を理解し、効果的に業務が遂行できるよう提案を行い、実施すること。
- ・本業務の実施に当たっては、受託者は本仕様書に基づき、県との連携を密にし、適宜協議または打合せを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実かつ柔軟に対応すること。
- ・受託者は、県および関係者と協議および打合せをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。
- ・業務の実施に当たって、トラブルが生じた場合は、受託者は速やかに県に連絡するとともに、県と連携してその処理にあたるものとする。

8 実施計画書および業務完了報告書

- ・本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、県と協議を行った上で決定し、業務を実施すること。
- ・本業務の完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、県に提出し、県による検査を受けなければならない。

9 事業スケジュール（参考）

- ・ 6月：契約締結、広報媒体作成、参加企業募集開始
- ・ 7月：講演会の開催、個別訪問支援の企業決定・日程調整
- ・ 8月～11月：企業個別訪問支援（第1回・第2回）の実施
- ・ 12月～1月：事後アンケート等の実施、全体傾向の分析
- ・ 1月～2月：支援結果・分析結果の報告、報告会の実施、実績報告書作成準備
- ・ 3月：実績報告書の提出、事業完了

10 成果物の納品

業務の成果物として、次のものを提出すること。

- (1) 分析結果報告書（概要版、詳細版） 10部および電子データ（CD-R等）
- (2) その他参考資料
 - ・ 訪問支援対象企業名簿
 - ・ アンケート結果、調査票 等

11 業務の再委託

- ・ 本業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請負わせてはならない。ただし、事前に県と協議の上、その了承を得た場合は、この限りではない。

12 個人情報の保護および守秘義務

- ・ 本業務を通じて知り得た企業機密および個人情報の取扱いについては、福井県個人情報保護条例および関係法令を遵守し、漏洩等のないよう厳重に管理すること。
- ・ 業務終了後も同様に守秘義務を負うものとする。

13 その他

- ・ 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、県と受託者が協議して定めるものとする。